明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一）　二
〔告示〕
○政府認証基盤を構成する日本政府ルート認証局システム及び官職サブ認証局システムの認証局証明書のフィンガープリント（デジタル庁二）　二
○除籍が滅失した件（法務一二）　三
○戸籍が滅失した件（同一三）　三
○日本国に帰化を許可する件（同一四）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務一五）　三
○介護保険法施行令第三十七条の十三第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由（厚生労働一九）　三
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一三六～一三八）　四
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（同一三九）　四
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一四〇）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三一）　五
○水先人に免許を与えた件（同三二）　五
○都市計画に関する件（東北地方整備局一一）　五
○道路に関する件（同一二）　五
○都市計画に関する件（関東地方整備局九～一二）　六
○道路に関する件（同一三）　六
○都市計画に関する件（近畿地方整備局七）　六
○道路に関する件（中国地方整備局六）　六
〔人事異動〕
内閣　法務省　会計検査院　六
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　七
産業
日本産業規格（経済産業省）　八
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（国土交通省最低賃金公示二）　九
国家試験
令和六年度衆議院法制局職員採用総合職試験公告（衆議院法制局）　九
〔公告〕
諸事項
官庁
財団関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二六

省令

○防衛省令第一号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第三項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十二日

防衛大臣　木原　稔

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（予備自衛官補の採用） **第二十七条の二**　予備自衛官補は、十八歳以上五十二歳未満の者から採用する。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を有する予備自衛官補は、十八歳以上五十五歳未満の者から採用することができる。 ２・３　［略］	（予備自衛官補の採用） **第二十七条の二**　予備自衛官補は、十八歳以上三十四歳未満の者から採用する。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を有する予備自衛官補は、十八歳以上五十五歳未満の者から採用することができる。 ２・３　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。